

議案第 25 号

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
を制定することについて

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

著しく危険、困難等を伴う児童虐待、高齢者虐待等における訪問相談、指導等の業務及び異常な自然現象により災害が発生した現場で行う業務に従事する職員の勤務に対応するため。

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年石岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(9) 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当

第7条を削り、第8条から第11条までを1条ずつ繰り上げ、第12条の前に次の1条を加える。

(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)

第11条 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査

ア 河川の堤防等

イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）

の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ウ 港湾施設又は鉄道施設等

(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業

(3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業

(4) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある

る場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

(5) 前各号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業

2 次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第1項第1号から第3号までの作業又は同項第5号の作業（同項第4号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 第12条に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第3号の作業又は同項第5号の作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると市長が認める場合 第12条に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第1項第1号から第3号までの作業又は同項第5号の作業（同項第4号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 第12条に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(4) 第1項第4号の作業又は同項第5号の作業のうち同項第4号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 第12条に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

第12条に次のただし書を加える。

ただし、災害応急作業等に従事する職員（第11条第1項第1号の作業及び同項第5号の作業のうち同項第1号に掲げる作業に相当する作業に従事した職員に限る。）が、特殊勤務手当を支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

別表中

「

社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	1日につき 200円	を
----------------------	------------	---

社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく社会福祉業務	1日につき 200 円
	その他の社会福祉業務	1日につき 300 円

に、

行旅病人，死亡人又は変死人の処理に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人収容処理	1件につき 1,000 円
	行旅死亡人又は変死人処理	1件につき 5,000 円
保健の業務に従事する職員の特殊勤務手当		1日につき 300 円

を

行旅病人，死亡人又は変死人の処理に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人収容処理	1件につき 1,000 円
	行旅死亡人又は変死人処理	1件につき 5,000 円

に、

犬猫等の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	1件につき 500 円
------------------------	-------------

を

犬猫等の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当		1件につき 500 円	
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	第11条第1項第1号に規定する作業	巡回監視	1日につき 710 円
		応急作業等	1日につき 1,080 円

第11条第1項第2号に規定する作業	1日につき1,080円
第11条第1項第3号に規定する作業	1日につき840円
第11条第1項第4号に規定する作業	1日につき710円
第11条第1項第5号に規定する作業	1,080円を超えない範囲において、それぞれの作業に応じて市長が定める額

に

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

」